

国民健康保険税の税率等を改正します

今後も皆さんに安心して医療機関を受診していただくために、次のとおり令和5年度の税率等を改正することになりました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

また、決定した保険税額については、7月に通知書を送付します。

●税率および賦課限度額を変更します

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40～64歳)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	5.9%	6.3%	1.7%	2.0%	1.6%	1.9%
資産割	9.0%	0.0%	2.0%	0.0%	2.0%	0.0%
均等割 (1人当たり)	27,100円	27,100円	8,200円	8,200円	10,900円	10,900円
平等割 (1世帯当たり)	22,100円	22,100円	6,000円	6,000円	5,600円	5,600円
賦課限度額	650,000円	650,000円	200,000円	220,000円	170,000円	170,000円

※未就学児の均等割は半額で計算されます。

※資産割については、本年度より廃止となりました。

●世帯の前年合計所得による保険税の軽減条件を変更します

(給与所得者等とは給与所得者・公的年金等の支給を受ける方です。)

加入者全員(および未加入の世帯主)の 前年の年間所得合計	軽減される額
【43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円】以下	(均等割+平等割(上記税額表))の7割
【43万円+(29万円 ×被保険者数) +(給与所得者等の数-1)×10万円】以下	(均等割+平等割(上記税額表))の5割
【43万円+(53.5万円 ×被保険者数) +(給与所得者等の数-1)×10万円】以下	(均等割+平等割(上記税額表))の2割

・5割軽減の28.5万円を29万円に、2割軽減の52万円を53.5万円に変更します。

・上記にあてはまる世帯は、年間保険税から右欄の額が軽減されます。(申請不要)

ただし、低所得・無所得でも所得未申告の方がいる世帯は軽減にならない場合があります。

世帯の合計所得が上記以下の場合、課税所得がない方も、毎年、必ず住民税申告をしてください。

問合せ先 役場 保険医療課 内線144